

令和元年度事業報告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

I. 試験事業等

1. 試験実施事業

(1) 試験実施結果

- ・令和元年度第1回試験を令和元年8月25日(日)に実施した。
- ・令和元年度第2回試験は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
令和元年度 第1回	貨物試験	40,437	36,530	11,584	31.7
	旅客試験	9,105	8,263	2,624	31.8
	計	49,542	44,793	14,208	31.7
令和元年度 第2回	貨物試験	33,654	—	—	—
	旅客試験	7,975	—	—	—
	計	41,629	—	—	—

(2) 運行管理者試験委員会の開催

①第1回試験委員会

第1回試験の委員会を令和元年9月12日(木)に開催し、合否判定等について審議した。

(3) 試験問題検討委員会の開催

①第1回試験

試験問題検討委員会を令和元年6月から7月にかけて4回開催し、試験問題について審議した。

(4) 広報事業

運行管理者試験の実施について、ポスター及び試験案内を作成し、関係行政機関及び関係団体に配布し、試験の実施に関して周知するとともに、申請等の案内をインターネットのホームページを活用し、広報した。

また、申請にかかわる電話照会に対応するため、オペレーターの配置、自動音声(365日、24時間対応)による案内サービスを行った。

更に、従来の電子申請システムに加え、平成30年度から導入した再受験申請システムについて、申請マニュアルのホームページの掲出などにより周知を行い、電子申請の利用拡大を図った。

2. 令和元年度第2回運行管理者試験の中止に伴う対応

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府からの要請を受けて、令和2年3月1日(日)の令和元年度第2回運行管理者試験を中止した。中止の決定は、試験日の直前であったが、ホームページへの試験中止の掲載、電子申請の方へのメール通知な

ど可能な限りの周知に努めた。

なお、既に払込まれた受験手数料については、令和2年4月以降に申請者の意向を確認したうえで、令和2年度第1回運行管理者試験の手数料に振替えるか、または、返金を希望される方には、返金する措置を講じることとした。

3. 試験業務の適正化及び受験者の利便性の向上のための取組

(1) 試験業務の適正化

① 不正行為に係る再発防止への対応

平成27年度に発生した携帯電話による不正行為（カンニング）を受け見直した試験実施マニュアルに基づき、引き続き、試験監督体制の強化、通信機器の厳格な取扱い等の対策を講じて厳正な試験を実施した。また、一部の試験会場における運営状況について調査を実施し、試験実施マニュアルに基づき適正に試験が実施されていることを確認した。

② 試験事務担当者研修会の開催

運行管理者試験事務の適正かつ円滑な実施を図るため、各関係協会の担当者を対象とした試験事務担当者研修会を開催して、試験事務の取扱や変更事項等について周知し、意見を聴取した。また、引き続き、試験実施マニュアルに示した不正行為の再発防止対策の徹底及び試験の適切な実施を要請した。

- ・トラック協会担当者 令和2年1月23日～24日
- ・バス・ハイタク協会担当者 令和2年1月30日～31日

③ 運行管理者試験自然災害等対応要領の検討について

近年、地震、台風等による自然災害が多発していることを踏まえ、これらの自然災害等の影響が生じ、又は生じるおそれがある場合の対応等について定めた「運行管理者試験自然災害等対応要領」の案を作成し、上記試験事務担当者研修会において各協会からの意見を聴取した。

(2) 受験者の利便性の向上

電子申請に加えて、平成30年度に導入した再受験申請についても、令和元年度からパソコン及びスマートフォンの双方の端末から申請を受付できる新電子申請システムを稼働した。その結果、これらの利用者数が増大しており、直近の申請においては、これらを合わせた申請の割合は全体の70%を超えている。

この改良により、スマートフォンのカメラを使用して必要書類を添付する機能、必要書類の差替え機能などを搭載し、一層の利便性の向上を図った。また、画面での申請内容の審査、常用漢字以外の文字の入力方法の改善などIT技術を活用して申請受付業務の事務処理方法を見直し、業務の効率化を図った。

さらに、平成26年度から運用を開始した、受験者が多く所属する事業者を対象とした団体申請については、新電子申請システムの機能を活用し、利便性の向上を図るべく、システム改良を行っており、令和2年度から運用を開始する予定である。

今後も申請者からの意見を反映して必要なシステム改修を行い、一層の利便性の向上などに努める。

4. 運行管理者試験の問題作成の高度化及び効率化への取組

運行管理者試験の試験問題作成の高度化及び効率化を図る目的で検索機能、操作性等を向上させた試験問題管理システムを平成27年度末に新たに構築し、これを活用して平成28年度第1回試験から問題作成に当たっている。

5. 運行管理者資格者証の交付申請に関する支援事業の実施

運行管理者試験合格者が行う各運輸支局への運行管理者資格者証の交付申請手続きについて、当試験センターとして支援を行うため、平成29年度から調査事業として試行的に実施し、支援の必要性を確認した。

これを踏まえ、令和元年度に当試験センターの定款変更を行い「運行管理者資格者証の交付申請に関する支援事業」を当試験センターの事業として位置づけ、令和元年度第1回運行管理者試験の合格者から全国で支援事業を開始した。

II. 庶務事項

1. 理事・監事・評議員数

令和2年3月31日現在の役員は、理事7名（うち会長1名、理事長1名、常務理事1名）、監事2名であり、評議員は9名である。

2. 理事会の開催

	開催日・場所	協議事項・協議等結果
第50回 理事会 (通常)	令和元年 5月30日 10:00~12:00 試験センター 会議室	「決議事項」 ①平成30年度事業報告（案）について 原案どおり承認された。 ②平成30年度収支決算（案）について 原案どおり承認された。 ③任期満了に伴う役員候補者名簿の提出について 原案どおり承認された。 ④運行管理者資格者証交付申請に関する支援業務の実施に係る定款変更について 原案どおり承認された。 ⑤役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改定について 原案どおり承認された。 ⑥第36回定時評議員会の開催について 原案どおり承認された。 ⑦第51回臨時理事会の開催方法について、書面開催することが承認された。 「報告事項等」 ①代表理事・業務執行理事の業務取組状況報告

第51回 理事会 (臨時)	令和元年 6月28日 (書面決議)	「決議事項」 ①代表理事(会長、理事長)及び業務執行理事(常務理事)の選任について 原案どおり承認された。
第52回 理事会 (臨時)	令和元年 7月25日 (書面決議)	「決議事項」 ①第52回臨時理事会の開催方法について ②理事、評議員の選任を議題とする第37回臨時評議員会の開催について 原案どおり承認された。
第53回 理事会 (通常)	令和2年 2月19日 11:00~12:00 試験センター 会議室	「決議事項」 ①令和2年度事業計画(案)について 原案どおり承認された。 ②令和2年度収支予算(案)について 原案どおり承認された。 ③運行管理者試験センター事務処理規程の一部改正について 「報告事項等」 ①代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況報告
第54回 理事会 (臨時)	令和2年 3月19日 16:00~17:00 試験センター 会議室	「決議事項」 ①令和2年度事業計画の変更について 原案どおり承認された。 ②令和2年度収支予算の変更について 原案どおり承認された。 「報告事項等」 ①令和元年度第2回運行管理者試験中止に係る経過及び今後の対応

3. 評議員会の開催

	開催日・場所	協議事項・協議等結果
第36回 評議員会 (定時)	令和元年 6月24日 13:00~14:30 試験センター 会議室	「決議事項」 ①平成30年度事業報告(案)について 原案どおり承認された。 ②平成30年度収支決算(案)について 原案どおり承認された。 ③任期満了に伴う役員を選任について すべての役員候補者を理事に選任することが承認された。 ④運行管理者資格者証交付申請に関する支援業務の実施に係る定款変更について 原案どおり承認された。

		<p>⑤役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改定について 原案どおり承認された。</p> <p>「報告事項」</p> <p>①最近の運行管理者試験における不適切事案</p> <p>②令和元年度第1回運行管理者試験の申請受付状況</p>
第37回 評議員会 (臨時)	令和元年 7月31日 (書面決議)	<p>「決議事項」</p> <p>①第37回評議員会の開催方法について</p> <p>②評議員の選任について</p> <p>石指 雅啓氏は、原案どおり承認された。</p>

4. 役員候補選出委員会の開催

	開催日・場所	協議事項・協議等結果
第6回 役員候補 選出委員 会	令和元年 6月17日 (書面決議)	<p>「決議事項」</p> <p>①代表理事(会長、理事長)及び業務執行理事(常務理事)の選出について</p> <p>会長候補として永井 正夫氏、理事長候補として山本芳治氏、常務理事候補として戸澤 秀実氏の3名をそれぞれの候補として評議員会に提案することが承認された。</p>

事業報告の附属明細書

当センター定款第10条第1項第2号に規定の「事業報告の附属明細書」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項にて、事業報告の内容を補足する重要な事項の記載が求められているが、令和元年度においては該当する事項がないことから、記載しないこととする。